

令和4年度岡崎市鳥獣害対策事業費補助金概要

申請時期	4月1日～（翌年2月末までに事業完了できるもの） ただし、予算が無くなり次第終了します。
対象者	岡崎市内在住の農林業者個人及び農林業関係団体等 ※申請可能回数は同一年度内で補助対象資材ごとに1回のみとします。 （ただし、「はこわな又は囲いわな」及び「くくりわな」に関しては、農林業関係団体の申請のみとさせていただきます。）
対象地	岡崎市内（ただし、この補助金を受けて施工した場所は、 <u>5年間対象外</u> ）
対象物	○「防護柵等」の資材費（電気柵、ワイヤーメッシュ、網など） ○「樹木防護材」（樹木を囲い又は巻きつけて剥皮被害から林産物を守るもの） ○「威嚇資材」（電気かかしなど） ○「はこわな又は囲いわな」（部品費のみは除く） ○「くくりわな（バネを使用しないものに限る）」（部品費のみは除く） ※ <u>人件費、事務費、送料、テスター等の器具、設置に要する工具は補助対象外です。</u> ※対象物は耐用年数が5年以上を見込めるものとなります。

補助金額

申請者	補助対象資材	補助率	補助上限	補助金の額
個人	防護柵等又は威嚇資材	1/2以内	500円×設置延長、又は5万円のうち、少ない方	上限の範囲内で、補助対象資材費×1/2以内 (千円未満切捨)
	樹木防護材		500円×該当樹木本数、又は10万円のうち、少ない方	
団体等	防護柵等又は威嚇資材		1,000円×設置延長、又は100万円のうち、少ない方	
	樹木防護材		1,000円×該当樹木本数、又は100万円のうち、少ない方	
	はこわな又は囲いわな	10万円		
	くくりわな (バネを使用しないものに限る)	5万円		

ただし、補助金の額が1万円未満となる事業は、補助対象外です。

手順	別紙「書類の流れ」を参照して下さい。 ※ <u>申請前に購入した場合は、対象となりません。</u>
その他	団体の場合、農業生産組合以外の場合は規約等の写しが必要です。 申請書類の請求や詳しいお問合せは、実施者（団体の場合は代表者）の方が、直接岡崎市役所中山間政策課対策係にお問合せ下さい。

岡崎市鳥獣害対策事業費補助金書類の流れ

申請手続き前:

- 「防護柵等」の場合: 設置予定場所の延長を測り、見積書をとります。
- 「威嚇資材」、「樹木防護材」の場合: 仕様書等と見積書を用意します。
- 「はこわな又は囲いわな」及び「くくりわな」の場合: 仕様書等と見積書を用意するとともに、檻及びわなの管理者の手配をします。

申請者

岡崎市中山間政策課

